

令和7年度（随時）

高崎市土地開発公社所有地 売 払 い の ご 案 内

〔受付期間〕 令和8年1月16日（金）から当面の間

〔お問い合わせ先〕
高崎市土地開発公社
（高崎市役所5階 管財課内）
☎ 027（321）1276 [直通]

高崎市ホームページ（管財課）

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/16>

高崎市土地開発公社所有地の随時売払いについて

高崎市土地開発公社では、公社が造成いたしました以下の住宅団地区画土地について、公募による売払いを受付しましたが、受付期間内に申込がなかったため、令和8年1月16日（金）から当面の間、随時売払いを受け付けます。

申込みをされる方は、この案内書を熟読のうえ手続きをしてください。

売払い土地一覧

土地 番号	土地の所在地	面 積 (㎡)	価 格 (円)	地 目	用途地域
		面 積 (坪)			
1	中室田町 432 番 20	290.95	2,391,000	宅地	無指定
		約 88.16			
2	中室田町 432 番 30	279.79	2,555,000	宅地	無指定
		約 84.78			
3	高浜町 1167 番 17	304.26	5,236,000	宅地	無指定
		約 92.20			

申込者の資格

- 1 個人が、居住する住宅を建築する宅地を必要とする方。
- 2 買受人が決定してから、2ヶ月以内に売買契約の締結ができる方。
- 3 売買契約締結後、土地開発公社が指定する日までに土地代金を一括納付できる方。

土地売払いの条件

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用はできません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員による使用はできません。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途に使用することはできません。
- 5 今回の売り払い土地は、住宅建設等の制限がありますので、4ページの「住宅建設等の注意事項について」をご覧ください。
- 6 申込みは1世帯1箇所のみとします。

申込書の配布

- 1 配布期間 令和 8年 1月16日（金）から
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日、祝日、閉庁日は除く）
- 2 配布場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）

申込み受付

- 1 受付期間 令和 8年 1月16日（金）から
午前9時から午後4時まで（土・日、祝日、閉庁日は除く）
- 2 受付場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）
※郵送及び電子メールによる申込みはできません。
- 3 申込み時に必要なもの
 - (1) 土地購入申込書
 - (2) 世帯全員の住民票の写し（発行後1か月以内の原本）
 - (3) 誓約書
 - (4) 委任状 ※代理人が申込書の提出、抽選会へ参加、契約等する場合

売払い土地の決定方法

- 1 土地番号ごとに申込みを受け付けます。
- 2 原則として、早く申し込まれた方が優先となりますが、同日午前9時までに受付場
所に並んだ方は同着とみなし、その場で抽選を行います（申込書類に不備があった場
合、申込受付はできません。また、抽選にも参加できませんので、ご注意ください）。
- 3 抽選は、土地番号ごとに抽選器でくじを行います。まず、くじを引く順番を決める
くじを引き、その後、買受人を決めるくじを引いていただきます。

注意事項

- 1 土地購入申込書に事実と相違する記載があるときは、申込み又は売払いの決定は無
効になります。
- 2 提出された書類は、お返しいたしません。
- 3 土地の所有権移転登記名義人は、申込者本人となります。夫婦等で共有希望の場合
は連名の申込みとなり、持分を記入していただきます。
- 4 土地購入申込み受付終了日以降の土地の変更は一切認めませんので、よくご確認の
うえ申込みをしてください。
- 5 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要な場合は、所有権移転登記後に買受
人が行ってください。
- 6 上記の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物等が認められた場合は、所有権移転
登記後に買受人が処理してください（所有権移転登記後、高崎市土地開発公社は一切
責任を負わず、損害賠償等にも応じません）。
- 7 現状有姿での引渡しになりますので、実際に現地をご覧になり、この案内書に記載
のない事項についても、ご自分で調査し、現地の状況、法令に基づく規制、土地売り

払いの条件等を十分ご理解のうえお申込みください。

- 8 現地の境界内や境界付近の工作物等は、所有権移転登記後に買受人が（必要に応じ
て隣接地権者・設置者等と協議のうえ）処理してください。
- 9 この案内書の内容については、ご自身で確認していただき、異なる事項があった場
合、現状有姿を優先とします。

売買契約の締結

- 1 契約日時 契約締結の日時については、後日連絡いたします。
- 2 契約場所 高崎市役所5階 高崎市土地開発公社（管財課内）
- 3 契約締結の際は、次の書類等をご持参ください。
 - （1）契約者の実印（共有の場合は共有者全員分）
 - （2）契約者の印鑑証明書1通（共有の場合は共有者全員分）
 - （3）契約書貼付用の収入印紙（契約金額により金額が異なります。）

土地代金の支払方法

売買契約の締結後、公社が発行する振込依頼書により、指定する日までに公社の指定する金融機関等に全額を納付していただきます。

所有権移転登記

- 1 土地代金完納後、所有権移転の登記手続きは公社が行います。
- 2 必要書類等
 - （1）登録免許税（収入印紙）
 - （2）住民票の写し1通（共有者を含む）
 - （3）土地代金を納入した振込依頼書の写し（領収済印のあるもの）

住宅建設等の注意事項について

今回販売する土地については、分譲用に造成された住宅地です。
良好な環境を維持増進するため、住宅建設等の制限がありますのでご注意ください。

1 契約上の注意事項

- ① 契約締結の日から5年間は、宅地及び建物について所有権の移転（1親等を除く）または賃借権等使用収益を目的とする権利の設定をしないこと。
- ② 契約締結の日から5年間は、宅地内に事務所、店舗、作業所その他これらに類する用途の施設を、住宅と兼ねて又は別棟として設置しないこと。

2 住宅建設上の注意事項

- ① 建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）は60%以下とすること。
- ② 容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合）
中室田は200%以下とすること。
高浜は100%以下とすること。
- ③ 建築物の用途は専用住宅とし、2階建て以下とすること。
- ④ 地盤面は現在の高さとすること。（庭園部の土の入れ替えは差し支えありません。）
- ⑤ 建築物の高さは地盤面から10m以下とすること。また、高浜の土地については軒の高さは地盤面から7m以下とすること。
- ⑥ 隣地境界と建物の間隔（隣棟間隔）は1.5m以上を、建物（壁芯）から敷地境界まで離すこと。ただし、北側の2階部分について中室田の土地は2.0m以上、高浜の土地は3.0m以上建物（壁芯）から離すこと。
- ⑦ 屋根の形状（急勾配屋根、大屋根）及び敷地の高低差により、基準寸法（隣棟間隔）とは別に制限を受ける場合もあります。（壁面や屋根の形状の規制については、日照や通風の確保等を図り、お互いに住環境の整備、保全を図ることを目的としております。）
- ⑧ 排水については、合併処理浄化槽を必ず設置すること。
- ⑨ 敷地の緑化に努めること。
- ⑩ 境界には塀を設けないようにし、オープンスペース、生垣等にするよう努めること。
また、生垣等の高さは、1.5m以下とすること。
- ⑪ 建築物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺環境との調和に配慮した色調とすること。

3 その他の注意事項

土地番号2番の土地は、河川保全区域になりますので、住宅建築前に高崎土木事務所（河川管理者）の許可が必要です。また、同土地内には電柱が設置されていますので、この土地の購入者は契約後、東京電力と契約をしていただきます。

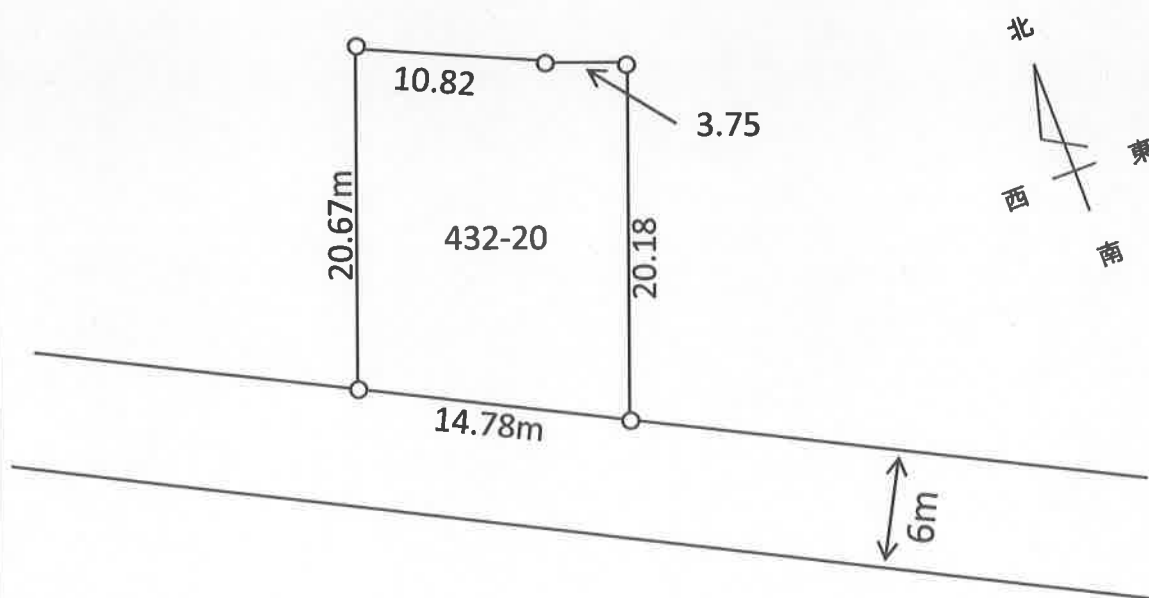
土地番号 1

位 置 図



土 地 の 概 要

土 地 番 号		1
土 地 の 所 在		中室田町432番20
地 目		宅 地
面 積		290.95㎡（約88.16坪）
価 格		2,391,000円
単 価		8,218円/㎡ 27,121円/坪
用 途 地 域		無指定 建ぺい率60％・容積率200％ ※都市計画上の建ぺい率は70%ですが優良な住環境形成のため、 建ぺい率60%で建築していただきます
都市施設の 整備状況	道 路	南6m
	ガ ス	LPガス
	上水道	南側道路より引込み済
	下水道	合併浄化槽を設置すること。
学校区		中室田小※・榛名中
特記事項		文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 現状有姿での引渡しになります。
※令和9年4月1日学校統合により、室田小（旧下室田小）となる予定です		



土地番号2

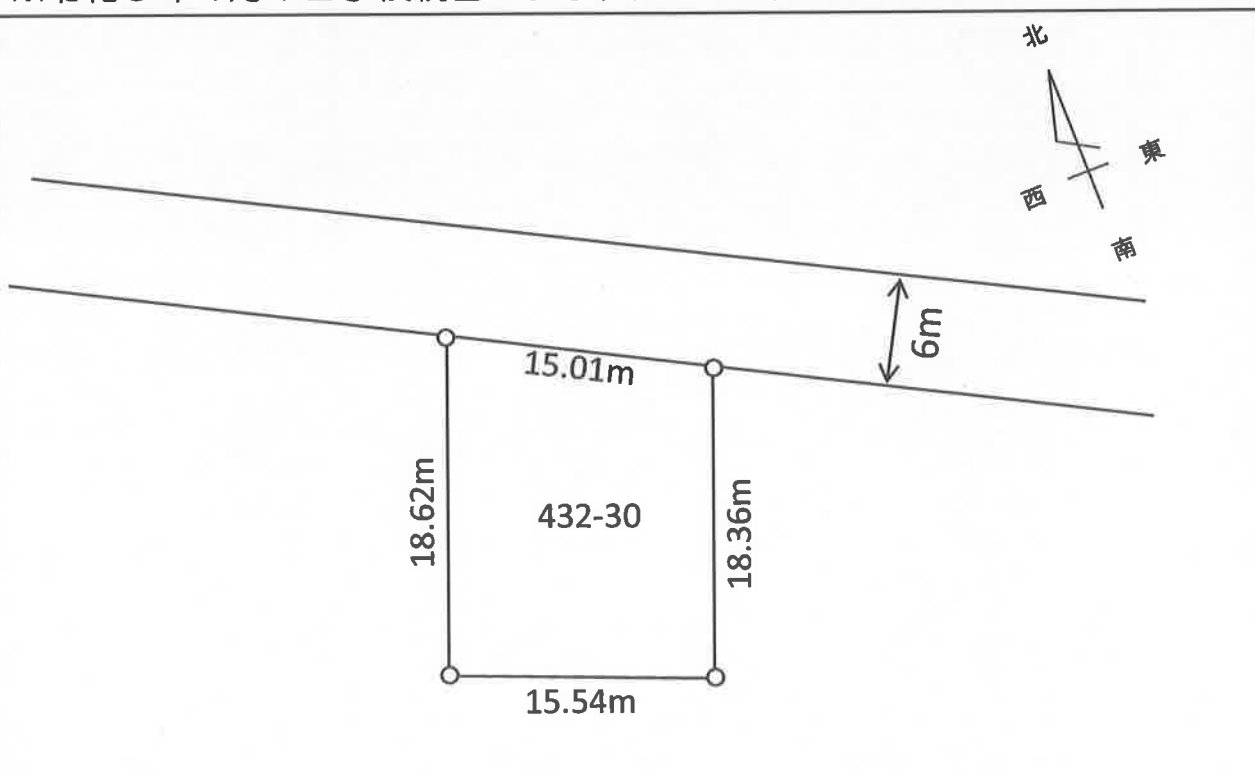
位置図



土 地 の 概 要

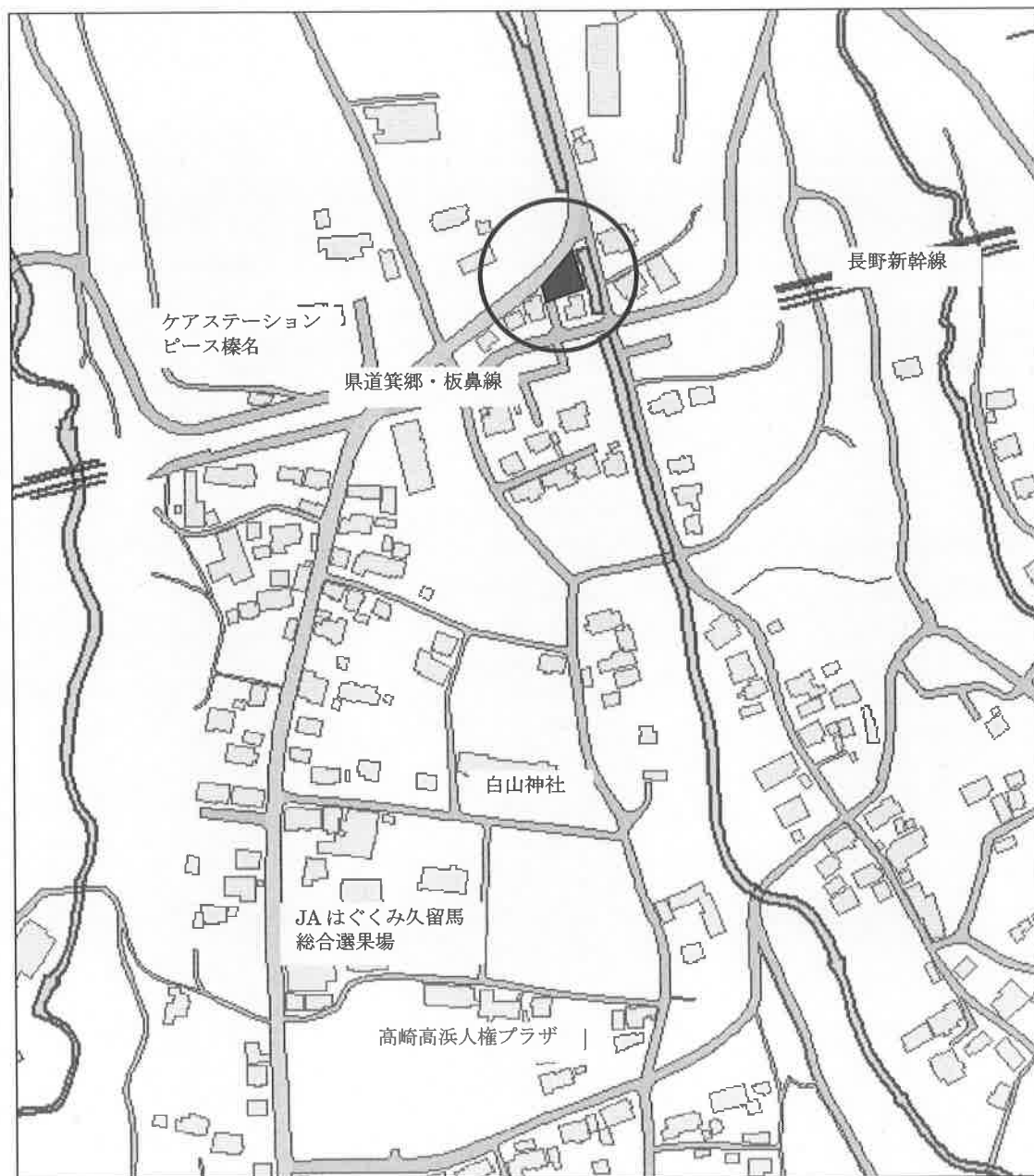
土 地 番 号		2
土 地 の 所 在		中室田町432番30
地 目		宅 地
面 積		279.79㎡ (約84.78坪)
価 格		2,555,000円
単 価		9,132円/㎡ 30,137円/坪
用 途 地 域		無指定 建ぺい率60%・容積率200% ※都市計画上の建ぺい率は70%ですが優良な住環境形成のため、 建ぺい率60%で建築していただきます
都市施設の 整備状況	道 路	北6m
	ガ ス	LPガス
	上水道	北側道路より引込み済
	下水道	合併浄化槽を設置すること。
学校区		中室田小 ※・ 榛名中
特記事項		文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。
		電柱有り（現状有姿での引渡しになります。）

※令和9年4月1日学校統合により、室田小（旧下室田小）となる予定です



土地番号 3

位置図



土 地 の 概 要

土 地 番 号		3
土 地 の 所 在		高浜町1167番17
地 目		宅 地
面 積		304.26㎡ (約92.20坪)
価 格		5,236,000円
単 価		17,209円/㎡ 56,790円/坪
用 途 地 域		無指定 建ぺい率60%・容積率100% ※都市計画上の建ぺい率は70%、容積率は200%ですが優良な住環境形成のため、建ぺい率60%、容積率100%で建築していただきます
都市施設の 整備状況	道 路	南5m
	ガ ス	LPガス
	上水道	南側道路より引込み済
	下水道	合併浄化槽を設置すること。
学校区		久留馬小・榛名中
特記事項		文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれています。
		現状有姿での引渡しになります。



土地購入申込書

令和 年 月 日

(あて先)

高崎市土地開発公社

理事長 兵藤 公保

〒
住 所
ふりがな
氏 名

⑩

電話番号

共有持分 /

【申込者】 (共有でご購入予定の方はご記入ください)

〒
住 所
ふりがな
氏 名

⑩

電話番号

共有持分 /

下記のとおり相違なく購入申し込みします。

記

- 1 購入申し込み土地
土地番号

No.	
-----	--

所在地

- 2 購入申し込み理由、目的

受 付 印	受 付 番 号	審 査	備 考
	抽選順番号	抽 選 結 果	

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 高崎市土地開発公社

住 所

ふりがな

氏 名

実印

私は、高崎市土地開発公社所有地購入申込みに当たっては、下記の事項について確約・誓約いたします。

記

1 以下に記載された事項に該当しないこと

- (1) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第13項に定める風俗営業等及びその他これらに類する業への使用を目的とする者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する「廃棄物」の処理業の用途への使用を目的とする者

2 誓約事項

- (1) 「令和7年度(公簿) 高崎市土地開発公社所有地売払いのご案内」の内容や高崎市土地開発公社の説明等を承認、及び自身で確認並びに実際に現地を見たうえで、全て了承のうえ申込みしますので、案内書の内容や公社の説明と異なる事項があっても、後日、高崎市土地開発公社に対し異議、苦情等を申し立てません。
- (2) 売払い物件の現状有姿での引き渡しを了承し、売買契約締結後は当該土地について一切の責任を負い、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物、上空占有物、隣接地付近の塀（ブロック塀、フェンスなど）、電柱、消火栓柱、その他工作物、悪臭、隣接地権者とのトラブルなどに対して、及びこれらを原因として自身または第三者に生じた損害に対して、自身の責任と費用で対処処理し、高崎市土地開発公社に対し売買代金の返還減額、損害賠償の請求、契約の解除等を要求しません。
- (3) 土地購入申込み後、高崎市土地開発公社での審査の結果、売買契約の締結が認められないことになって、高崎市土地開発公社に対し異議・苦情等を申し立てません。また、土地購入申込みに関してかかった費用や提出した申込書等の返却を高崎市土地開発公社に対して要求しません。

【購入希望物件】

土地の所在地	地目	公簿面積 (㎡)

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 高崎市土地開発公社
理事長 兵藤 公保

【申込者・委任者】住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ (印)

電 話 _____

私は、次の者を代理人と定め、【 土地購入申込書提出・抽選会の参加、契約等 】についての
権限を委任します。

【代理人・受任者】住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ (印)

電 話 _____